

北杜市長 渡辺英子様

北杜市議会議長 中嶋新

北杜市議会議員の議員報酬額の検討について（要請）

このことについて、下記の理由に基づき、検討していただけますよう要請します。

記

これまで北杜市議会における議員定数・議員報酬の見直しについては、議員定数は合併時 37 名から始まり、平成 18 年の小淵沢町との合併により、42 名となったが、平成 19 年 12 月定例会において、議員定数を 22 名とする議員発議による条例改正を可決し、平成 20 年 12 月より現状の 22 名となった経緯がある。

これに対し、議員報酬は、平成 16 年の合併以来、議長が 33 万円、副議長が 30 万円、議員が 28 万円と山梨県内 13 市の中にあって 2 番目の低さであるが、北杜市の最優先課題が財政健全化にあったことから、見直しは行わず現在に至っている状況にある。

そもそも議会は、住民から選ばれた議員が構成員となり、住民全体の代表者として、また、奉仕者として、地方公共団体の具体的な政策を最終的に決定するとともに、議会が決定した政策を中心に執行機関の行財政の運営や事務処理ないし事業が、全て適法・適正に、かつ、公平・効率的に、そして民主的になされているかどうかを審議し監視する役割を持っており、北杜市の課題解決の為、調査研究に基づき政策立案が求められているところである。

北杜市合併以来、課題解決の為に議員発議により、政務調査費の用途についての不正に伴う議会の信頼を失ったことによる議員報酬を減額する条例や太陽光発電設備に関する条例案 2 件を提出し、いずれも否決となった経緯もあるが、直近では、昨年 6 月の太陽光発電設備条例に対する修正案や小学校のエアコン整備の予算に対する附帯決議、小淵沢駅前広場条例に対する修正動議など、合併以来、様々な修正案や付帯決議を提出し、可決することにより市民生活の向上のため真摯に取り組んできてい

る。また、他市と比較すると多くの議員が質問に立ち、市政を質し、提案を行うことにより、議会の意思を政策に反映させた経緯もある。

今後、議員ひとり一人の見識と資質をさらに向上していく必要がある。

このように、議員は、代表者として住民の意思を政治・行政に反映すべき役割を持っており、議員個人が掲げる政策理念に基づき、有権者である住民が自由に選挙によって議員を選ぶことにより、議会制民主主義が成立することになるものである。

しかし、現在、全国的に小規模自治体の議会においては、議会議員選挙を実施しても、無投票あるいは定員割れという状況が発生しており、住民自治の根幹としての議会の果たす役割が低下していると危惧されるところであり、議会議員選挙において、無投票や定員割れなどが発生することは、住民が自由に議員の掲げる政策を選択する機会が得られず、行政に対して自らの意思を反映させることが困難となり、住民自治の実現が図られない結果となってしまうことになる。

議会に精通している専門家は、「多くの議会は、議員定数の削減を実施しているが、安易に議員定数を削減することに伴い、議員となるための獲得票数が上がることにより、若者や女性が選挙へ立候補するハードルを更に上げる結果となっている。」との意見や「無投票や定員割れなどが発生する状況、すなわち「議員のなり手不足」の要因の一つとしては、議員報酬の低さがあり、現役世代などは、低い議員報酬のみでは、日々生活していくことが困難となり、専門として専門的に議員活動を行うことはできない環境を作り上げている。」との意見を述べている。

北杜市議会の議員の状況は、女性議員は、現在1名であり、最も多かった4名からすると少ない状況にある。また、60歳以下の議員は、5人いるものの、今後も幅広い世代から議員を選出できるとの保障はない。

前回の選挙においては、定員22人に対して1人オーバーの23人が立候補し、無投票とならなかったが、平成20年の選挙では、立候補者が30人、平成24年の選挙では、24人だったことからすると、今後、無投票あるいは定員割れも想定できる状況にある。

全国的に市議会議員選挙が無投票となっている状況を踏まえて、総務省自治行政局は、地方議員の成り手不足解消に向けた研究会を設置し、自由に議論していくこととなったこともあり、北杜市議会においても、今後、幅広い世代から優秀な人材を確保するために、適正な議員定数・議員報酬について検証を行うことを目的として、昨年6月より議会運営委員会において議論を重ねてきたところである。

まず、議員定数については、議員は広く市民の声を聞き、議案審議などに多くの市民の思いを届けることが重要であることや、特に、北杜市は面積が広く、議員数を減少させることは、市民との距離を開けることになりかねないとの意見、議会では議案は委員会に付託され、審査されることが原則であることから、現状の3常任委員会を残すべきであり、専門家や議員定数を検討した市議会の議論において、一常任委員会あたりの委員数は、7人から8人が議論を行うには適当な人数であることを参考とすべきとの意見、また、パブリックコメント等の市民の意見からも現状維持とすべきと

の意見や減らすべきとの意見も出されたことから、民意を酌んで見直しを行うべきではないかとの意見も出された。各会派で協議されたが、議員定数についての意見が分かれた会派もあった。また、議会運営委員会内においても、議員定数のあり方について様々な意見が出される状況にあり、今のところ議会運営委員会としては検討中とされたところであるが、令和2年第1回定例会に議員発議により「北杜市議会議員の定数に関する条例の一部を改正する条例案」が提出され、可決されたことから、次の議会議員選挙から議員定数を20人とすることとなった。

次に、議員報酬については、議員定数・議員報酬についてパブリックコメントをはじめとする市民からの意見は、議員としての職務を全うすることなどの条件があるものの、生活を維持しながら議員活動に専念してもらうためには、増額しても良いとの意見が総体的にあった。また、現在の議員の待遇として、医療保険の加入は無論のこと、議員年金の廃止に伴い、年金については個人の負担とされ、また、本会議及び委員会等に出席するための交通費として費用弁償を支給することが出来るとされているが、現在は支給されていない。これらすべての負担は議員報酬で賄われる状況にあり、特に、子育て世代など現役世代にとっては、現在の議員報酬のみでは、個人の生活を維持しながら議員活動を行うことは極めて厳しい状況にあるといえる。

これらのことを考慮し、議会議員の報酬については、幅広い層の方が北杜市議会議員として活躍できる場を提供できるよう、議員報酬について適正な額を北杜市特別職報酬等審議会において議論していただくよう要請するものである。

なお、検討段階において参考となるよう、パブリックコメントの結果を添付するとともに、議会運営委員会において議論を行うための参考として、市長の標準的な勤務日数と、議長の議会活動のみを算出し、比較した資料などを添付する。